高松市自治基本条例素案 (平成21年7月8日現在)

目次

前文

第1章 総則

第2章 市民・議会・執行機関等の役割と責務

第1節 市民

第2節 議会

第3節 執行機関等

第3章 自治運営の基本的事項

第1節 基本原則に基づく諸制度

<del>第 1 款</del> 第 1 節 情報共有

第2款第2節 市民参画

第3款第3節 協働

第2節第4節 市政行政運営の諸制度

第4章 連携と協力,条例の見直し等

附則

第1章 総則

(目的)

第〇条 この条例は、本市における自治の基本理念および自治運営の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および、執行機関等の役割および責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治を確立し、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第○条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。

- (2) 執行機関 市長,教育委員会,選挙管理委員会,公平委員会,監査委員,農業委員会,固定資産評価審査委員会および地方公営事業の管理者をいう。
- (3) 市 議会および執行機関をいう。
- (4) 地域のまちづくり 市民が、地域の課題を解決し、および住みよい地域社会をつくるために行う活動をいう。
- (4)(5) 参画 市民が、市の政策等の立案、実施および評価の各過程市政および地域自らの住みよい地域社会をつくる取組に、地域のまちづくりに責任を持って主体的に関与することをいう。
- (5)(6) 協働 市民と市が、または市民相互が、法人その他の団体として、 対等かつ自由な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目 的達成のために、共に取り組むことをいう。

(条例の位置付け)

- 第○条 この条例は,本市の自治の基本を定めるものであり,市民および市は, この条例の趣旨を最大限に尊重しな<del>くては</del>ければならない。
- 2 市は、他の条例、規則等の制定<del>および</del>改廃<del>ならびにお</del>よび解釈<del>および</del>運用 または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなけ ればならない。

(自治の基本理念)

- 第○条 市民および市は、次に掲げることを、自治の基本理念とする。
  - (1) 自治の主権者は、市民であること。
  - (2) 主権者である市民の信託に基づく市は、個人の尊厳と自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。
  - (3) 地域の特性および独自性を尊重した住民によるまちづくりを推進する
- 第○条 自治の主権者は、市民とする。
- 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。
- 3 市民および市は、地域の特性および独自性を尊重した地域のまちづくりを 推進するものとする。

(自治の基本原則)

- 第〇条 市民および市は、次に掲げる基本原則にのっとり、自治運営を行うものとする。
  - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
  - (2) <del>市民</del>参画の原則 市民の参画の下で市政<del>の</del>運営<del>が行われるを行うこと</del> および市民が積極的に地域のまちづくりに取り組むこと。
  - (3) 協働の原則 協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民<del>工</del>,議会<del>工</del>,執行機関等の役割と責務 第1節 市民

(市民の知る権利)

第○条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

(市民の参画の権利)

- 第○条 市民は、地域のまちづくりや市政に参画する権利を有する。
- 2 市民は、人種、信条、性別、年齢<del>および、社会的・身体的状況</del>身分等にかかわらず、平等な立場で、地域のまちづくりや市政に参画することができる。 権利を有する。
- 3 1 市民は、地域のまちづくりへの参画に当たっては、その自主性および自 立性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことによって不 利益な取扱いを受けない。

(市民の知る権利)

第○条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。

(市民の役割と責務)

- 第〇条 市民は、自治の主体として、身近な地域および市政に対する関心を持ち、互いの自由と人格を尊重し、地域社会の活性化および公共的課題の解決に主体的に取り組むものとする。
- 2 市民は、<del>地域のまちづくりや市政への</del>参画の機会を積極的に活用するよう 努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と 行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、市政運営に伴う応分の負担を負わなければならない。

第2節 議会

第3節 執行機関等

(市長の役割と責務)

- 第〇条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的 な調整その他の権限を適正に行使し、公正かつ誠実かの公正に市政運営を行 わなければならない。
- 2 市長は、<del>第〇条に掲げる</del>自治の基本理念に<del>基づきのっとり</del>、自治の推進お よび市民<del>の</del>福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

(執行機関の役割と責務)

- 第○条 執行機関は、その権限に属する事務を公正かつ誠実かつ公正に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。
- 2 執行機関は、<del>市民と市との</del>協働による<mark>市政および</mark>地域のまちづくりを推進 するとともに、市政の課題に的確に対処するため、職員の育成を図るものと する。

(職員の責務)

- 第○条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守 するとともに、公正、誠実<del>、公正</del>かつ効率的に職務を遂行しなければならな い。
- 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければな らない。
- 3 職員は、<del>市民と市との職務の遂行に当たっては、</del>協働による<mark>市政および</mark>地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

第3章 自治運営の基本的事項

第1節 基本原則に基づく諸制度

第1款 情報共有

(情報の共有)

- 第○条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市 民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。
- 2 執行機関は、<del>市民</del>参画および協働<del>の実効性を確保するためによる市政運営</del> に資するため、市民との情報の共有に係る<del>手法</del>仕組みの整備を図らなければ

ならない。

(情報公開)

第〇条 市は、市民の知る権利を保障尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第〇条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。

## 第2款第2節 市民参画

(地域のまちづくりへの参画)

- 第○条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、お互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市民は、地域のまちづくりに取り組む団体等が行う活動を尊重するとともに、自らその活動に参画し、および協力するよう努めるものとする。

(市政への市民参画の推進)

第〇条 市は、市民が市政に参画できる多様な機会を整備確保するとともに、 市の執行機関における政策の立案、実施および評価の各段階過程において、 市政への市民参画の推進に努めなければならない。

(パブリックコメント手続)

- 第○条 執行機関は、重要な政策等の策定に当たっては、事前にその案を公表 して市民から意見を募る手続(次項において「パブリックコメント手続」と いう。)を行うものとする。
- 2 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表するものとする。

(附属機関等の委員の公募)

第○条 執行機関は、附属機関等について、その委員を公募することにより、 市民の参画を推進するものとする。

(住民投票)

第○条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、直接、住民の意思を確

認するため,住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票に付すべき事項,投票の手続,投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は,事案ごとに条例で定める。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

<del>第 3 款</del> 第 3 節 協働

(協働の推進)

- 第○条 市民および市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働 して市政および地域のまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市は、多様な主体が公共的課題の解決やおよび公共的サービスの提供等に ついて、多様な主体がその担い手となれるよう、協働を推進するための仕組 みを整備するとともに、市民の自主的な活動を支援するものとする。この場 合において、当該仕組みの整備が、多様な主体市の支援は、市民の自主性お よび自立性を損なうものであってはならない。
- 3 執行機関は、協働を推進するため、必要な情報の収集および提供、交流の 支援、相談ならびに研修等を行う場および機会の確保に努めるものとする。 (市民による地域のまちづくりの推進)
- 第○条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識の下、主体的に地域のまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。
- 2 市民は、地域のまちづくりに取り組む団体が行う活動の重要性を認識し、 自らその活動に参加、協力するよう努めるものとする。

(地域コミュニティ協議会)

- 第○条 市民は、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、<del>そこにその地域に住むあらゆる人市民が自由に参加</del>参画でき、<del>地縁団体や市民活動団体などとともに</del>身近に地域の課題を話し合い、解決できる組織として、地域コミュニティ協議会を設置することができる。
- 2 地域コミュニティ協議会は、自らの活動に責任を持って、自主的にかつ自立<del>的な活動を行う</del>した地域のまちづくりに取り組むものとする。
- 3 市は、地域コミュニティ協議会の活動を尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うものとする。

(市民活動団体)

第○条 市は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数 のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動団体の活動を尊重 するとともに、市民活動団体その活動に対して適切な支援を行うものとする。

第24節 市政運営の諸制度行政運営

(総合計画)

- 第○条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定する ものとする。
- 2 <del>執行機関市</del>は、総合計画の策定に当たっては、<del>市民</del>参画の機会を確保する ものとする。
- 3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するなど、透明性を確保しながら適切に進行管理を行うものとする。

(財政運営)

- 第〇条 市は、長期的な視点から財政収支を十分考慮した予算編成に努め、健 全な財政運営を行わなければならない。
- 2 市長は、毎年度の予算および決算その他市の財政状況に関する情報を市民 に、<del>より</del>分かりやすく公表しなければならない。
- 3 執行機関は、出資法人(市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの 2分の1以上を出資している法人をいう。)に対し、その運営が健全に維持さ れるよう、適切な指導等を行うものとする。

(説明責任等)

第○条 執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施および評価 の各過程において、市民に<del>、より</del>分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第○条 2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するよう努めなければならない。

(行政手続)

第○条 執行機関は、<del>市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、</del>市 民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、処分、 行政指導その他の行政手続<del>を適正に行うものとする。</del>に関して共通する事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

(行政評価)

- 第〇条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。
- 2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施 策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

(外部監査)

第〇条 市長は、適正で効果的な市政運営を確保するため、地方自治法(昭和 22年法律第67号)に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部 監査を実施するものとする。

(公益通報)

第〇条 市長執行機関は、市政の適法かつ公正な運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

(政策法務)

第○条 市長は、自主的で質の高い行政課題に対応した自主的な政策を実行するため、自ら責任を持って法令を解釈し、条例、規則等の整備を積極的に行うものとする。

(行政組織の編成)

第○条 執行機関は、組織の編成に当たっては、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織編成を行う配慮するとともに、 組織の横断的な調整を図<del>らなければならない。</del>るものとする。

(危機管理体制の整備等)

- 第〇条 市は,災害等の緊急時において,市民の身体,生命,財産の安全性が 確保できるよう,危機管理体制の整備を図るものとする。
- 2 市は、災害等の緊急時においては、その対策に必要な財政措置を速やかに

講ずるものとする。

(国および他の地方公共団体との連携および協力)

第〇条 市は、国および他の地方公共団体と連携し、および協力して、共通する課題の解決に努めなければならない。

第4章 連携と協力,条例の見直し等

(国および他の地方公共団体との連携および協力)

第○条 市は、国および他の地方公共団体と連携を図り、共通する課題を解決 するため協力するよう努めなければならない。

(条例の検証)

第○条 市は、この条例に沿った自治の進捗状況を把握→し、および検証する ため、検討委員会審議会等の附属機関を置く。

(条例の見直し)

第○条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加 え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。